

Title	アメリカ合衆国連邦政府による高等教育奨学金政策の研究
Sub Title	
Author	犬塚, 典子(Inuzuka, Noriko)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1995
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.42 (1995.),p.47- 53
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学事報告：学位授与者氏名及び論文題目：博士
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000042-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

序章において著者が指摘しているように、今日大地震や自動車事故など極めて多様なリスクに対し、個人及び社会が適切な対応をせまられる場面が増えている。従って、リスク知覚に関わる要因を検討し、適切なリスク・コミュニケーションの要件を明らかにする試みは一層その重要性を増しており、本論文は社会的関連性のある研究を求める声に十分応えるものといえよう。著者は周到な計画にそって手堅い分析を多角的に展開し、興味ある多くの結果を報告している。なお分析方法の選択にあたってはその都度説得力ある理由が述べられており、著者が解析力に優れていることをうかがわせる。

とくに、本論文第1部第1章における試みは、多くの分野において長年検討されていながら従来共通した問題としては把握されていなかったリスク概念を整理統合しようとする、きわめて意欲的なものである。

また、第3部のリスク知覚に関する分析においては、従来広範な年齢層の回答者を得ることが困難だという理由からほとんどの研究が回答者を学生に限定しているのに対し、著者は高齢層まで含めた幅広い年齢層から回答を得て年齢層による違いを検討し、その重要性を示した点はリスク研究を一步前進させたものと評価できる。

さらにリスク知覚に関する分析において、リスク評価の指標である危険度判断が、情緒的因子ときわめて密接に関連していることを明らかにし、危険度を認知的、合理的判断としてとらえるアプローチに疑問を呈したことはリスク研究の今後の展開に重要な意味をもつものと思われる。

しかしながら、本論文には以下のような弱点があることを指摘しておかねばなるまい。

著者は広範な角度からリスク知覚形成に関わる要因を検討しようと試みているが、その結果かえって問題の検討が拡散したきらいがある。たとえば、第2部においてマス・メディアの影響を定量的・定性的分析により検討しているが、むしろ定性的な側面を重点的に検討した方が心理的影響を明確にできたものと思われる。また、第3部においても、培養過程分析の手法を用いてマス・メディアの影響を分析しているが、培養仮説では人々の価値観といった質的な側面への影響が指摘されており、価値観への潜在的影響という観点に焦点を絞った分析をした方が深みのある分析ができたのではないかと考えられる。

また、態度、認知、知覚を著者がどう定義づけているのか明白ではない。特に態度のように定義に関する議論が分かれるものについてはまず著者の立場を明確にした

うえで用いるべきであろう。

全体的な論文の構成は適切であり、検討内容には鋭さがあるものの、表現には多少曖昧な部分認められる。回答者の学歴による違い、リスクの制御可能性による違い、リスクの過小/過大視傾向と接触する媒体（テレビと新聞）選好との関係など細かい点では今後の研究に残された課題もある。

細部についてはこのような弱点は認められるものの、本論文はその分析計画、洞察などにおいて優れており、このことは著者が研究者としての力量を十分に備えていることを示すものである。よって著者は本論文によって博士（社会学）の学位を授与されるに値するものと認められる。

教育学博士

甲 第1394号 犬塚 典子

アメリカ合衆国連邦政府による
高等教育奨学金政策の研究

〔論文審査担当者〕

主査	慶應義塾大学文学部教授・ 大学院社会学研究科委員 教育学修士	田中 克佳
副査	東京学芸大学教育学部 第四部技術科学科教授 教育学博士	田中 喜美
副査	国立教育研究所国際研究・ 協力部主任研究官 教育学修士	斉藤 泰雄

〔博士論文審査報告〕 報告は以下の順序で行う。

1. 本論文の構成
2. 本論文の内容の要旨
3. 本論文の特筆すべき点と今後の研究課題
4. 審査結果の報告

1. 本論文の構成（各章末の「小結」は略す）

序論 研究課題と研究方法

第1章 「GIビル」(退役軍人援助プログラム)による
奨学金政策

第1節 GIビルの成立過程—第二次大戦GIビル—

第2節 GIビルの実施過程—朝鮮戦争GIビル—

ヴェトナム戦争 GI ビル

第3節 「新 GI ビル」

第2章 「予備役将校訓練部隊 (ROTC) プログラム」による奨学金政策

第1節 ROTC プログラムの成立過程—軍事教育に対する連邦政策のはじまり—

第2節 ROTC スカラシップの成立過程

第3節 ROTC スカラシップの実施過程

第3章 「国防教育法」による奨学金政策

第1節 国防教育法の成立過程

第2節 国防教育法による奨学金政策の実施・変容過程

第4章 「高等教育法」による奨学金政策

第1節 高等教育法の成立過程

第2節 高等教育法による奨学金政策の実施・変容過程

結論

あとがき/重要文献/資料

2. 本論文の内容の要旨

序論 研究課題と研究方法

本研究は、アメリカ合衆国連邦政府による大学学部課程の学生を対象とする四つの主要奨学金政策、すなわち①GI ビル (退役軍人援助プログラム) ②予備役将校訓練部隊 (ROTC) プログラム ③国防教育法奨学金政策 ④高等教育法奨学金政策の成立過程と実施の実情を分析し、従来個別的にのみ論じられてきたこれらの奨学金政策の関連性に着目して、アメリカ高等教育政策史の流れの中に位置づけることを課題としている。

これら四奨学金政策について、連邦議会での法制定時を基準に歴史的整理を試み、立法化に際しての連邦議会での議論を検討すること、また政策実施過程で浮かび上がった管理上の問題や解決策が、他の奨学金政策にどのように影響したかという面から各奨学金の相互関係をとらえること、これが本論文でとられている主要な方法である。

第1章 「GI ビル」(退役軍人援助プログラム)による奨学金政策

アメリカにおける退役軍人への恩典法規は17世紀に遡るが、大学学部課程の学生を対象とする連邦政府による最初の大規模な奨学金政策は、ローズベルト政権による1944年の「退役軍人援助法」である。これは、第二次大戦中に一定期間、志願兵・徴募兵として服務した退役

軍人を援助することを目的に制定されたもので、退役後の教育・職業訓練に対する経済援助を含んでいる。この教育恩典を中心とする政策が「GI ビル」(通称)である。

GI ビル制定には連邦政府当局の「戦争という非常時から平時への経済切り替えによって予想される雇用不安を緩和」し、退役軍人の「不満が政治的なものに発展しないように」する狙いがあった。一方大学知識人層の中には、必要も能力もない人びとを政治的判断から大学に入れることへの反対意見があったが、大学経営者たちは経営上歓迎し、また市民の多くも、戦後の失業対策に連邦政府が介入することを肯定した。

法成立三年後の1947年の著名公・私立大学の在籍者数約230万の内43%、男子在籍者の内69%が退役軍人であり、1947年から1950年にかけての連邦政府の教育支出の半額以上が退役軍人の教育費で、1946年から1959年にかけての連邦が行う教育事業の中で、退役軍人の教育は最も大きなものであった。

ここに現れた新しい情況は、例えばGI ビルが資格認定団体によって公認された高等教育機関・講座のみに利用できたことから、アメリカにおける大学認定制度・認定機関の発達を促し、また退役軍人学生は、多く高年齢、家族持ちであり、トレーラーに住む「妻たちの組織、保育園、ベビー・シッターの交換、自治活動、食料品の生協活動が全国のキャンパス」に広がるといった新しいサブカルチャーを生んだ。

この政策がアメリカの高等教育の大衆化や奨学金制度に与えた影響の大きさは広く認められているが、これまで教育学研究者からは、重要な高等教育政策としては余り論じられてこなかった。しかし連邦政府による高等教育政策の歩みは、アメリカの兵役制度や軍事政策と切り離しては語れないものであり、GI ビルは、連邦政策による奨学金政策の最初の型を作ったという意味で重要であるだけでなく、その「成功」によって高等教育界や一般市民に連邦政府による教育援助の要求をさらに高めたという点で重要である。

以下、この「第二次大戦 GI ビル」を起点として、一般的制度としてアメリカ社会に受容されるようになる「朝鮮戦争 GI ビル」「ベトナム戦争 GI ビル」、平時の退役軍人、現役軍人にまで対象を広げて恒久制度化した「新 GI ビル」の順序で分析が試みられている。簡単に紹介する。

1950年6月の朝鮮戦争開始後、第二次大戦 GI ビル法同様の退役軍人恩典を朝鮮に出兵する兵士にも与える法案が議会に提出され、以後同法案成立(1952年)まで

の議論と結論は、その後の連邦政府による学生援助に一つの方向性を与えるものであった。前GIビル支給方式のうち退役軍人（学生）の選んだ教育機関に全学費を直接支払う方式は、学費の不当な上昇を招きやすいという結論によって否定され、退役軍人（学生）に一律に現金を支給する方式が採用された。しかしこれは、学費の安い公立の教育機関を選ぶ傾向を生じた。この時明確化した「学生や家庭の経済状態の差と大学間の学費の差を、経済援助によってどのように解消するか」という問題は、その後の連邦奨学金政策の決定過程において常に争点となった。

1963年からアメリカはベトナム戦争に関与するようになり、これにともなってGIビル法案が議会に提出された。最終的に、1966年に朝鮮戦争終了からベトナム参戦までの平時時に服役した退役軍人にも恩恵が認められることとなった。これは、戦時平時にかかわらず退役軍人は教育援助を受ける資格を有することが国家によって認められたということであり、退役軍人への教育援助の恒久化への重要な一歩となった。

ベトナム戦争終結後のGIビル制度は志願兵集めの「人寄せ」の手段となり、教育恩恵は益々拡大し、戦争で疲弊した連邦政府の財政を圧迫した。その後、GIビルより小規模の「退役軍人教育援助プログラム」(VEAP)が実施された。これは平時のすべての志願兵にその寄与分に応じて教育恩恵を与えようとする恒久的プログラムである。

VEAPが約9年間続いた後、1984年国防総省による新しい援助法＝新GIビル制度が始まった。当初3年間の期限付きであったが、現在まで延長されている。新GIビル政策によって、兵役に就く人びとは、現職中でも一般教育を受けられるようになった。海外も含めて各基地内に、アメリカの様々な大学が分校を開くようになった。

1973年にベトナムからの撤兵が完了し、アメリカの兵役制度は平時の伝統であった志願兵制度に戻ったが、「教育と訓練の機会を得る場」として、兵役を希望する若者も多い。非常時の退役軍人に対する特別報償として成立したGIビル政策は、長い歴史を重ねるうちに、軍隊と高等教育との結びつきを強め、この国の継続に欠かせない機能を果たし始めている。

第2章 「予備役将校訓練部隊(ROTC)プログラム」 による奨学金政策

「予備役将校訓練部隊(Reserve Officer's Training

Corps, ROTC)プログラム」は、一般の大学生に軍事教育を行い、大学卒業と同時に、予備役または現役将校として任官させるもので、合衆国軍隊の将校養成のための一般大学における教育課程である。

このプログラムは、アメリカ陸・海・空軍それぞれと公私立大学との契約によって管理されている。軍隊は、各大学（ホスト校）が無料で提供する設備やスタッフを利用してROTCユニットを作り、そこに数名の軍人を出向させてプログラムを運営させる。現在、陸軍は315校、海軍は69校、空軍は150校とホスト校契約を結んでいる。このプログラムのない大学の学生の場合には、軍隊及び大学間の合意が成立していれば、cross enrollmentという制度によって、近隣のホスト校で登録・履修することができる。

ROTCの起源は、国立陸軍士官学校（別名ウェストポイント）の創設（1802年）後、19世紀初期に現れる一般大学での軍人養成講座にあるともいわれるが、独立戦争後、連邦諸州で慣行化していた、公的利用のために州内の土地の一部を国有地として留保し、教育その他の事業のために、これを交付するコンセンサスが連邦議会及び諸州でできていたことを背景に、1862年成立の「第1次モリル法」は、農業教育と機械工学の振興を目的に国有地交付大学（ランド・グラント・カレッジ）の基本金を提供し、この恩恵を受けるランド・グラント・カレッジに対して、緊急時に備える予備将校の訓練のための軍事教練科目の設置を義務づけたことが起源ともいわれている。1900年の初期までに105の大学・短大で軍事関係の講義や訓練が行われたが、各大学の裁量に任された軍事教育科目は統一性がなく、必修軍事科目講義の欠席さえ黙認されていた。これが、第一次大戦参戦に向けての「1916年国防法」によって、陸軍省の監督する統一カリキュラム構成による予備役将校訓練部隊(ROTC)というプログラムに整備されることになる。

「1916年国防法」はアメリカ国防の基礎を正規軍、州兵、陸軍予備軍によって構成される伝統的市民軍隊におくことを再確認し、この構成による軍隊の予備役将校育成のために、それまで各ランド・グラント・カレッジで実施されていたモリル法の軍事教育講座を「予備役将校訓練部隊」(ROTC)プログラムとして統一整備することを規定した。修正「1920年国防法」では、ランド・グラント・カレッジ以外の大学にもROTCを設置することが規定された。この法律によって公私立大学の学生は、政府の資金と陸軍省の監督の下で、教育課程の一部として陸軍の軍事教練を履修し、連邦政府はこれらの事業に

教員、制服、教本、装備などを支給し、教育機関は教室、演習地、その他の施設を提供することとなった。一方連邦議会は、1925年に海軍に対して独自のROTCプログラムの実施を承認した。ROTCにはじめてスカラシップ制度を導入したのは、この海軍ROTCであった。第二次大戦終結の頃、士官学校で養成する将校不足に対処すべく、海軍委員会は、士官学校の外に各民間大学に設けられた海軍ROTC隊からも正規将校を採用することを提唱し、能力ある若者を海軍将校に引き入れるために、海軍ROTCの優秀な学生の4年間の学費を総て支給するプランを立て、1946年連邦議会の承認を得た。この海軍独自のROTCスカラシップ制度は、各大学入学以前に行われる競争試験に合格した学生を海軍ROTC「正規」学生とし、毎月50ドルと入学大学の授業料、書籍代、実験実習費などを支給した。卒業後は、将校として2年又は3年勤務した後希望者で選抜に合格した者は正規将校となり、他は予備役将校となる制度であった。

その後1964年に、ベトナム出兵人員調達のため連邦議会は「ROTC活性化法」を制定し、陸・海・空軍の優秀なROTC学生に国防総省管轄の給費奨学金（スカラシップ）を与えることを決定した。1960年代後半の大学キャンパスにおけるベトナム反戦運動の高まりの中で、ROTCは反戦・反政府運動の標的となり、有名大学のROTCプログラム破棄などもあったが、1973年ベトナム撤兵が実施され反戦運動も下火となると、学生の意識は、能力のみによって授与されることから来る能力証明という点、また多額の給費金額というメリットにも支えられて、単なる奨学金の一オプションとなっている。

現在ROTCは、アメリカ軍将校を最も多数誕生させている。陸・海・空軍の3コースがあり、プログラムの教育方針は各軍によって異なっている。本研究では、陸軍を例にROTCスカラシップの実施過程として、「履修モデル」「ROTCスカラシップ制度の具体的内容」「ROTCホストの一つであるマサチューセッツ工科大学(MIT)を取り上げての事例研究」が詳述されている。

ROTCは、基本的には予備役将校の養成を目的とするものである関係上、アメリカ高等教育制度上辺境に位置するものではあるが、モリル法から現在に至る長い歴史の中で、連邦政府や軍隊を高等教育機関に接近させる上で重要な役割を果たしたと考えられる。

第3章 「国防教育法」による奨学金政策

国防概念を「国家の中核価値を脅威から、軍事的・非軍事的手段によって守り、高めること」と定義するとき、冷戦期アメリカの「国防」は、ソ連率いる共産主義経済圏から、領土や民主主義に加えて、「覇者としての威信」を軍事的、非軍事的手段によって守るというきわめて総合的なものとなり、この非軍事的手段の中に教育政策が含まれるようになり、「国防教育法」制定への動きが始まっていく。

第二次大戦中連邦議会は、国防に不可欠な分野の専門技術教育に強い関心を寄せ、教育機関に対する援助を始めた。1942年制定の連邦議会の「労働・連邦の安全についての歳出法」には、「第二次大戦学生ローン」と称される奨学金政策が含まれていた。それは、訓練された技術関連のマンパワーの欠乏をできるだけ早く解消するために学生にローンの形で経済援助を行うもので、学生と連邦政府の直接契約であったから、公私立を問わない全米の大学生が利用することができた。これは、戦時中の緊急の暫定事業として実施された(1942-1944)が、この事業がその後の連邦政府による学生貸付金事業の先例となったことは重要である。従来、教育については資料の収集・提供のみに制限されていた連邦教育局の役割が暫定的プログラムとはいえ、このローンを管理することで、はじめて学生援助事業に関与する前例を作り、この権限及び実績は、教育局に連邦奨学事業に対する新たなポジションを与える布石となったからである。

「国防教育法」は、いわゆる「冷戦期」の1958年に、前年のソ連の人工衛星打ち上げに刺激された競争意識を背景に成立したもので、同法制定以後、科学技術教育を重視する様々な試みが行われた。この「国防教育法」によって、学部課程の学生を対象とした連邦政府による大規模な奨学金政策が実施されることになった。この国防教育法の成立・実施は、従来州政府・地方学区に委ねられてきた教育行政に対する連邦政府の関与を強化した。

同法の成立は、審議過程前後の政治力学に負うところが大きい。1957年のいわゆるスプートニック・ショックの翌年、第34代大統領アイゼンハワーの「一般教書」「教育教書」によって、科学教育振興を主要目的とする教育援助法成立の意向が示され、これを受けてその後8ヵ月間に約150の教育法案が上程された。審議は2つの法案を中心に行われた。一つは、保健教育福祉局、教育局、共和党議員の支持による、略称「政府法案」。もう一つは、議会多数党である民主党の議員等が支持する、略称「委員会法案」。両法案の大きな違いは、大学生に対する奨学金プログラムにあった。

成立した「国防教育法」は、①学部学生に対する学費ローン、大学院生へのフェロシップ、②各州政府申請による「数学・科学・現代外国語、カウンセリング、職業教育等に関する関連プログラム」への補助金、③教員養成・教育方法改善のためのフェロシップ、などを主な内容とする全10タイトルの多様なプログラムからなっている。

本法制定に関連して、権限の拡大を目指す教育局、従来連邦政府の教育援助に批判的であった共和党と支持的であった民主党、大統領アイゼンハワーと協力科学者の関与、アメリカ憲法の原理により教育行政は基本的に州の権限に属することからくる豊かな教育施設・高い高等教育進学率をはこる北部に対するアンバランスを連邦援助で是正したい南部選出議員の思惑、その他 NEA（全米教育協会）、NSF（全米科学財団）等が法案決定に果たした力学の分析が加えられている。

国防教育法は、成立当初4年間の時限立法であったが、その後修正延長された。国防教育法そのものは、1972年まで存在するが、1965年以降は、初等・中等教育法や高等教育法によって修正、管理され、プログラムは縮小され、1972年、改正教育法(Educational Amendments of 1972)の中に統合された。したがって、国防教育法当初の教育プログラムのうち、現在まで継続しているのは、タイトル2の「高等教育機関の学生に対する貸費奨学金」(以下「国防教育法貸費奨学金」)だけである。

この国防教育法貸費奨学金は、前述の小規模な緊急プログラム「第二次大戦学生ローン」を除けば、連邦政府による一般の学部学生を対象とした最初の奨学金政策である。受給条件に兵役に就く必要はなく、当初若干の優先規程があったとはいえ、経済的に必要のある学生は誰でも、これに応募することができた。この奨学金は、その後「全米学生直接ローン」(1972年以降)、「パーキンス・ローン」(1988年以降)と名称変更されるが、1958年当初の形を残したまま現在まで継続されている。後述するように、その後連邦政府によって多様な奨学金政策が実施されるが、開始以来35年というその歴史的な長さに加えて、この後の連邦政府による奨学金政策の基本理念(=議会は、公教育の監督責任が州及び地方公共団体にあるとする原則を再確認し、なおかつ国の防衛に重要な教育プログラムに連邦政府が援助することは国家の利益をはかる上で必須である)とそのシステムを形成したという点で、国防教育法貸費奨学金の果たした先駆的役割には大なるものがある。

この国防教育法貸費奨学金政策について筆者は、同法制定のために強調された連邦政府や連邦議会による国防的関心が、実は大規模な教育援助法を制定させるための口実であったとみている。その証拠として奨学金貸与の条件であった信条否認・忠誠宣誓、科目制約といった国防関連の規程が、その後数年のうちにはずされていったことなどをあげ、国防への関心以上に貧困学生への援助ということにその基本的性格があったとしている。いずれにせよ、連邦議会と連邦政府にとって、同法制定と実施は、次の大規模な教育援助法、すなわち初等・中等教育法、高等教育法制定のための突破口となった。

第4章 「高等教育法」による奨学金政策

1965年成立の「高等教育法」(Higher Education Act)は、その後数度の修正を経て今日(1995年)に至るまでのアメリカ高等教育政策の基本法として機能している。

高等教育法の基本理念は、人種・経済力に関係なく、アメリカのすべての若者にすべての段階の教育を受けさせる教育機会の均等・拡大ということにある。これまで見てきた三つの学生援助が、連邦政府の任務とされる国家の防衛問題に関連していたのに対して、高等教育法は、すべての若者に教育機会を与えることにあった。この違いを筆者は、教員養成大学卒業後の教職から政界入りした第36代大統領ジョンソンの個人的政策志向と強く結びつくものと考えている。また高等教育法成立に関して、コンセンサス実現のために連邦政府教育局という行政機構が利用され、法自体には「大統領教育タスクフォース」という特別専門委員会(D.リースマン等がメンバー)の1964年の勧告が吸収されている。

これまでの日本でのアメリカ教育政策史研究では、「国防教育」(アイゼンハワー)と「貧困との戦い」(ジョンソン)という教育理念の違いだけが強調されてきたが、両者には、立法化の戦略と立法内容に共通する部分が多く、またこれまで強い権限を持たなかった連邦政府教育局が、先の国防教育法の成立・実施によって拡大した権限を基に大きな役割を演じるようになったことにも注目する必要があると指摘している。

1965年の高等教育法成立前夜の連邦議会の勢力地図は、上院・下院ともに連邦援助を支持する民主党が圧倒的多数で、反対の共和党は少数であった。1965年にジョンソンは、その「教育教書」でアメリカのすべての人びとの教育機会の均等保証を約束した。政権は、初等・中等から高等までを含む具体的教育プログラムを提示した。高等教育に関連する高等教育法「政府法案」は、

①学生援助 ②大学エクステンションおよび継続教育
③図書館援助 ④弱小大学への援助のプログラムからなっていた。

以下、高等教育法のうち「学生に対する援助」を規定したタイトル4によって学生援助政策の構造を分析した後、その実施過程が論じられている。

タイトル4は、①スカラシップ ②学生ローンの保証 ③ワーク・スタディの三奨学事業への連邦支出を認めた。学生の必要に応じて、給費奨学金、貸費奨学金、ワーク・スタディを組み合わせる(「パッケージ」)、学生援助を行うアメリカ学生援助政策の制度的枠組みが、この高等教育法によって形成されることになる。

これらのうち①のスカラシップ(EOG「教育機会給費奨学金」)は、アメリカ教育史上初めての連邦政府による大学生への給費事業である。先の国防教育法では、給費奨学金は大学院学生だけが対象で、学部学生には貸費奨学金しか行われなかったからである。

高等教育法は連邦政府による奨学金政策の骨格を形成したが、以下に紹介する「カーネギー報告」は、アメリカの高等教育における経済援助理念の構築に決定的な役割を果たした。1970年代初頭のアメリカ高等教育政策は、機関援助の拡充と個人援助の拡大という二つの選択肢を争点としていたが、その行方に、このカーネギー高等教育審議会の答申(1968年)は大きな影響を与えた。

カーネギー報告は、高等教育の受益者は、学生とその家族だけでなく、社会全体(納税者)であるという前提に立って、高等教育はアメリカ全体の国益に貢献しており、連邦政府はその受益者でもあるから連邦援助は当然であると主張したが、一方連邦政府による教育の統制に対しては、連邦政府の関心はあくまで側面的援助の範囲にとどめ、教育の主体は州政府と個人の側にあるべきだと主張し、したがって連邦政府からの教育の独立というアメリカの伝統を守りつつ連邦援助を行うには、教育機関への直接援助ではなく、個人を通じての援助が望ましいと結論づけた。また「教育機会の均等」をアメリカの高等教育の目指すべき目標の一つと考え、①人種、身分、身体、経済上にハンディを有する者への配慮 ②「結果の平等」ではなく、「能力を証明するための機会の平等」への配慮から、個人援助が望ましいとした。こうして個人の状況や能力に合わせて給費奨学金、貸費奨学金、ワーク・スタディを組み合わせるパッケージ方式が採用された。また教育機関の独立性を重んじ、かつ個人の状況に見合った援助を行うには、奨学金の管理は、教育機関に任せられることが望ましいとされた。

その後の修正の中で「1972年教育修正条項」は、高等教育法や初等中等教育法などを修正したが、低所得の学生に対する教育の機会均等を保証するためには、機関援助は不適切であるとする考えが議会で確認され、学生援助が拡充された。また新たに「教育機会基本給費奨学金」(BEOG「ベル・グラント」と名称を変えて現在まで存続)と「州奨学事業への連帯補助金」(SEOG.EOGの改称されたものでBEOGを補充する給費奨学金として今日まで存続)という2つの新しい奨学金プログラムが開始された。

高等教育法以降の奨学金政策によって、希望すれば高等教育への進学が実現可能であるという認識が、アメリカにおいて一般的に定着したが、一方で高等教育法以降、大学生に対する直接援助が連邦援助の中心となったことによって学生に対する統制の問題が生じるようになった。1968年改正高等教育法は、ベトナム戦争時、学生運動を行った学生に2年間の奨学金の支給停止処分を行った。また、連邦援助受給資格の条件(1988年)に徴兵登録(男子のみ)があった。ハーバード大学の担当責任者への筆者のインタビュー質問に在職中の20年間に一度も問題は起こらなかったという返事があったにしても、また1973年以降アメリカでは徴兵制度は実施されていないから「実害」はないにしても、有事の際にこれが有効となる可能性は残っていることが指摘されている。

結 論

序論で掲げた研究課題に即した本論での研究成果が要約されている。

3. 本論文の特筆すべき点と今後の研究課題

以上論文内容の要旨を述べてきたが、本論文の課題は、研究上、軍部にも関わる資料の収集など多大の努力を要する研究課題であったと考えられるが、丹念に研究が積み重ねられており、以下のような顕著な学術上の価値が認められる。

第一に、本論文は、アメリカ合衆国の近現代高等教育史を連邦政府による高等奨学金政策の角度から論じた独創的な論文である。

第二に、今日金額においてその三分の二を占め、その意味で最も基本をなすといえる連邦政府による奨学金政策を分析対象として、アメリカ合衆国における高等教育政策の形成及び実施過程の特徴を、合衆国高等教育政策史の脈絡に位置づけて体系的かつ実証的に解明した我が

国でほとんど唯一の本格的な研究である。

第三に、この過程をとくに軍事との関係を重視して分析するというユニークかつ的確な研究方法を採用して、合衆国の高等教育奨学金政策が軍事政策との密接な関連のもとに形成されてきた側面を持つことを明らかにした。

第四に、今日の同国における高等教育奨学金制度の骨格を作ったと評価される国防教育法と高等教育法の成立過程を、第一次資料を駆使し丹念に分析し、それら二法の成立にいたる思想と政治力学の新たな諸側面を明らかにした。

もちろんここには、今後一層の検討を加えるべき課題もある。

その一つに「奨学金とは何か」に対する日本とアメリカ（本論文では financial aid to students かと推測される。日本でよりは広い範囲と多様な内容を含む）での理解の違いについての問題がある。例えば学生ローン保証やワーク・スタディは、日本でいう奨学金概念から大きくはみ出す内容を含んでいる。本研究の出発点に位置する「奨学金」概念の規定の厳密さ不足によって本文での個別奨学金の役割の大きさや意義の扱いが適正でない部分を含んでいる（関連して英文標題は、論文内容をより的確に表現する修正を提案したい）。

二つ目としてアメリカ合衆国教育史の脈絡からみて、連邦政府の教育関与は、本論文の強調する軍事面からのものが重要チャンネルであったことは事実であり、この点での的確な分析は本論文の顕著な成果の一つに数えられるが、同時にもう一つ、専門及び職業技術教育というチャンネルがあったことが視野に入っていない。軍事力と国際経済競争力という論理が連邦政府の教育関与の根拠を提供しつづけてきたという側面である。例えば本論文も取り上げたモリル法はその典型例である。また今日の合衆国奨学金制度の基本骨格の一つとなる1972年教育修正条項による教育機会基本給費奨学金（BEOG. のちのペル・グラント）に関する筆者の独自の検討が、この論文ではほとんど行われず、軽い扱いになっていると

ころに、その問題性が表れている。さらにいえば本論文は、「高等教育奨学金政策」の解明と銘打っているのに、実際の分析対象が「大学学部課程の学生を対象とする……奨学金政策」になっているのは何故だろうか。コミュニティ・カレッジなど大学学部課程ではないが高等教育ではある教育機関の学生が抜け落ちている。専門/職業技術教育の側面も含め、論文タイトルでカバーされるべき筈の問題への自覚に欠けるうらみがある。

本論文のすぐれた特徴は、四奨学金政策の「関連性に着目しつつアメリカの高等教育政策史の流れの中に位置づけ」ようとした点であり、その狙いは、かなりの程度達成されており、本論文の高く評価される点であるが、同時に、一読後の印象に、1・2章と3・4章の間に断層が感じられる。これは、結局のところ各奨学金政策が現代アメリカの連邦政府による高等教育奨学金政策の全体構造にどう位置づくのかが鮮明でないということに起因するものと思われ、例えば「結論」の部分でこの点を鮮明化するなど内容構成上の工夫があった方がよかったように思われる。この点、あるいは筆者自身述べているように四つの章の記述、アプローチ法が必ずしも同一でなく、前の二章と後の二章の叙述目的に即して重点をおいた記述様式のせいかもしれない。

なお今後の課題として期待されることとして、合衆国における奨学金政策の全体像を解明するということからいうならば、連邦政府奨学金以外の州政府による奨学金や民間財団等による奨学金、さらには大学院奨学金や若手研究員への奨学プログラム等の検討も課題として残っているように思われる。

4. 審査結果の報告

今後の研究に期待される多くの課題はあるが、本論文の学術上の顕著な価値には揺るぎないものがあり、また本論文が今後自立して研究活動を行う十分な力量を示すものであることを認め、総合的見地から、本論文が博士（教育学、慶應義塾大学）の学位を受けるにふさわしいものであると判断する。